

令和元年 12 月 4 日
千葉県信用保証協会

**令和元年 10 月 25 日の大雨による災害の激甚災害指定に伴う「災害関係保証」の
取扱い開始について**

令和元年 9 月・10 月の台風の影響により被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、令和元年 12 月 4 日付で千葉県内に洪水等で大きな被害をもたらした「令和元年 10 月 25 日の大雨」が激甚災害に指定（※）され、当該災害についても「災害関係保証」の取扱いが開始されましたので、お知らせいたします。

※令和元年 10 月 25 日の大雨は、台風第 20 号とともに台風第 21 号による暴風雨及び豪雨の災害として指定されています。

記

制度名	災害関係保証（令和元年台風第 19 号、20 号及び第 21 号（令和元年 10 月 25 日の大雨））
対象者	激甚法による被災区域内に事業所を有し 直接被害 を受けた方
資金使途	事業の再建に必要な運転資金および設備資金
必要書類	市町村（ 注 1 ）発行の罹災証明書
保証限度額	2 億 8,000 万円以内（組合 4 億 8,000 万円以内） 一般保証・経営安定関連保証（SN4 号）とは別枠（ 注 2 ）
保証期間	運転資金 10 年以内（据置 1 年含む）、設備資金 15 年以内（据置 1 年含む）
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年 0.80% ※会計参与設置会社の場合は 0.1%の割引があります。
責任共有	責任共有対象外
保証人	原則、法人代表者のみ
指定期間	激甚災害のあった日～令和 2 年 4 月 30 日（木） ※令和 2 年 4 月 30 日（木）までに貸付実行されることが必要です。
申込先	最寄りの取扱金融機関

[注 1](#) 激甚災害地の対象地域に指定された地域（14 都県）
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、**千葉県**、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

[注 2](#) 保証限度額について

事業の再建に必要な資金を借入れる際に、通常の保証および経営安定関連保証（SN4 号）とはさらに**別枠**でご利用できます。

なお、台風被害による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（特別相談窓口）】

本店 Tel 043-221-8111
松戸支店 Tel 047-365-6010

<お問い合わせ>
千葉県信用保証協会
業務企画課 高島・菅野
Tel 043-221-8185